

改正

令和2年4月1日告示第16号の3

令和3年5月18日告示第107号

令和4年5月13日告示第15—2号

令和5年3月6日告示第11号

令和5年5月8日告示第37号

合志市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 合志市は、合志市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、合志市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から合志市に移住して、就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとする。当該支援金の交付については、合志市補助金等交付規則（平成18年規則第40号）及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号又は第3号の要件を満たす就業又は起業等をした者とする。

(1) 移住等に関する要件

2人以上の世帯の場合にあつては、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあつては、次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- d 移住元において地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税を滞納していないこと。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a この要項の施行日以降に合志市に転入したこと。
- b 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- c 合志市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、熊本県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
- d 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

エ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

要領に規定する就業形態のうち、一般の場合にあっては、アからキに該当し、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合にあっては、ア及びクからサに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、熊本県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて次に掲げる事項の全てに該当する対象法人に就業していること。

- a 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- b 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金おおむね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき熊本県知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
- c みなし大企業でないこと（ただし、上記bの法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）。
- d 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

- e 雇用保険の適用事業主であること。
- f 「熊本県U I J ターン就職支援センター」へ登録している法人であること。
- g 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（令和元年法律第37号）に定める風俗営業者でないこと。
- h 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- オ 上記（イ）の求人への応募日が、マッチングサイトに支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ク 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ケ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- コ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- サ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（3） 起業等に関する要件

1年以内に要領に規定する熊本県が行う起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 2人以上の世帯の移住者 1,000千円
- （2） 単身の移住者 600千円

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき1,000千円を加算する。

（支援金の交付申請及び実績報告）

第4条 支援金の交付を申請しようとする者は、移住支援金交付申請及び実績報告書（様式

1）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

（1） 全ての申請者

- ア 誓約書（様式1別紙1）
- イ 同意書（様式1別紙2）
- ウ 写真付き身分証明書の写し
- エ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカード等の写し
- オ 移住先の住民票（世帯全員分）
- カ 戸籍の附票又は移住元の住民票の除票の写し（世帯全員分）
- キ 移住元において地方税法第5条に規定する市町村税の滞納がないことを証明する書類（所得がないものにあつては非課税であることを証明する書類）（18歳未満の世帯員を除く世帯全員分）

（2） 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者（次号に定める者を除く。）

- ア 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主
 - ア 法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - イ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- (4) 支援金（就業の場合）の申請者
 - ア 就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）（様式2）
- (5) 支援金（起業等の場合）の申請者
 - ア 起業支援金の交付決定通知書の写し
（支援金の交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、速やかにその内容について審査を行い、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付決定及び額の確定を行い、移住支援金交付決定及び確定通知書（様式3）を交付するものとする。
（交付請求）

第6条 前条の通知を受けた申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書（様式4）を市長に提出しなければならない。
（交付決定及び確定通知書の再交付）

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により移住支援金交付決定及び確定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定及び確定通知書再交付願（様式5。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。
（再交付決定及び通知）

第8条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定及び確定通知書（再交付）（様式6）を申請者に再交付する。
（報告及び立入調査）

第9条 市長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。
（支援金の返還）

第10条 市長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事に協議のうえ、市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 次のアからエまでに該当する場合 全額
 - ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合
 - イ 支援金の申請日から3年未満で市から転出した場合
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - エ 要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合
 - オ 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税を滞納した場合
- (2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合 半額
（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月16日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第16号の3）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月18日告示第107号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年5月13日告示第15—2号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月6日告示第11号）
この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月8日告示第37号）
この告示は、公布の日から施行する。

様式1（第4条関係）

（様式1）

（あて先）合志市長

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請及び実績報告書

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下、「要領」という。）並びに合志市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請し、併せて実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

要項第2条に定める要件について		A. 満たす		B. 満たさない
別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「熊本県移住支援事業に係る個人情報取扱」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、合志市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

管理コード (熊本県及び市町村使用欄)	
---------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 熊本県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び合志市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に並びに合志市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に合志市以外の市区町村に転出した場合
：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
：全額
 - (4) 熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条に規定する市町村税を滞納した場合
：全額
 - (6) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に合志市以外の市区町村に転出した場合
：半額

上記各項目のとおり誓約します。

年 月 日

氏 名

熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い等に関する同意書

- 1 合志市は、合志市移住支援金交付要綱第 10 条（支援金の返還）に定める事項の確認のため、住民基本台帳と地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条に規定する市町村税の納付状況を確認します。
- 2 熊本県及び合志市は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 3 熊本県及び合志市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 4 熊本県及び合志市は、移住支援金の返還事由の該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

上記各項目について同意します。

年 月 日

氏 名

様式2（第4条関係）

様式2

年 月 日

（あて先）合志市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

熊本県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び合志市の求めに応じて、熊本県及び合志市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式3（第5条関係）

（様式3）

年 月 日

様

合志市長

移住支援金交付決定及び確定通知書

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下、「要領」という。）並びに合志市移住支援金交付要綱（以下、「要綱」という。）の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定し、併せて額を確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金 _____ 円

（備考）

- 1 合志市は、要領及び要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満で合志市から転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・地方税法第5条に規定する市町村税を滞納した場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に合志市から転出した場合：半額
- 2 合志市は、要領及び要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

（裏面あり）

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

合志市移住支援金交付請求書

年 月 日

（あて先）合 志 市 長

住 所 合志市

氏 名

〔電話番号（ ） — 〕

年 月 日付け合企第 号 で交付決定のあった移住支援金について、合志市移住支援金交付要綱第6条の規定により下記のとおり請求します。

円

振込口座

銀行 支店 普通・貯蓄・当座

農協 支所

口 座 番 号

口座名義（カナ）

※カタカナでご記入ください。

*ゆうちょ銀行口座への振込は下記へご記入ください。

振込口座

ゆうちょ銀行 1 普通 ・ 4 貯蓄 ・ 9 その他

口座番号 （通常番号）記号 番号

（銀行 NET 番号）店番 番号

口座名義 （カナ）

※カタカナでご記入ください。

様式5（第7条関係）

（様式5）

（あて先）合志市長

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付決定及び確定通知書再交付願

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領並びに合志市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金交付決定及び確定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

要項第2条に定める要件について		A. 満たす		B. 満たさない
別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、合志市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

(様式5)

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 再交付申請を行う理由

--

管理コード (県及び市町村使用欄)	
-------------------	--

年 月 日

様

合志市長

移住支援金交付決定及び確定通知書（再交付）

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下、「要領」という。）並びに合志市移住支援金交付要綱（以下、「要綱」という。）の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定し、額を確定しましたのでお知らせいたします。

なお、本通知は、移住支援金交付決定及び確定通知書の再交付であり、既に移住支援金が支払われている場合、これにより再度移住支援金を支払うものではありません。

移住支援金 金 _____ 円

（備考）

- 1 合志市は、要領及び要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満で合志市から転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・地方税法第5条に規定する市町村税を滞納した場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に合志市から転出した場合：半額
- 2 合志市は、要領及び要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

（裏面あり）

3 【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--